

平成29年(ネ)第345号 退職金請求控訴事件

直送済

控訴人 豊島 耕一 外1名

被控訴人 国立大学法人佐賀大学

被控訴人準備書面 (2)

平成29年9月12日

福岡高等裁判所 第4民事部ト係 御中

被控訴人訴訟代理人 弁 護 士 青山 隆徳

同 弁 護 士 平山 泰士郎



代

第1 控訴人準備書面(1) 求釈明への回答

1 第1の1について

被控訴人内部での検討要素及び各要素についての評価については、既に被控訴人の当審提出に係る答弁書、準備書面及び原審提出の各準備書面に記載のとおりである。

なお、控訴人は当該検討を行う部署等についての明示を求めるが、本件退職金規程の変更は被控訴人の法人としての決定に係るものであるところ、被控訴人が内部にて検討の結果変更を必要と判断する理由等については、既に訴訟においても詳細に説明しているうえ、労働組合等に行った具体的説明についても証拠として提出しており、それで法人としての説明としては十分である。

2 第1の2について

被控訴人準備書面（1）第1第3項（同書面2頁）でも主張するとおり、官民較差の存否・内容については人事院の調査がなされており、被控訴人においてはこれを前提として、官民較差の存否を認定している。

控訴人らの見解は、被控訴人が国（人事院）と別に独自の官民較差の認定をする必要があることを前提とするが、公務員の官民較差について人事院の調査結果を前提とすることは地方公共団体等においてもなされているところであり、かかる控訴人の見解は独自の見解にすぎない。

3 第2について

余剰の存否についての被控訴人の見解については、既に度重ねて本訴で説明するとおりであり、追加での回答を要しない。

なお、そもそも本件では、控訴人がいう「余剰」の存否については、控訴人と被控訴人との間において、目的積立金となるべき予算の他目的流用の可否などをはじめとして、著しい見解の相違が存する。

そのため、控訴人の見解を前提とした余剰の存否の検証のために必要となる事項と、被控訴人の見解を前提としたものがそもそも異なるのであって、被控訴人においては、被控訴人の本件退職金規程の変更の必要性についての見解（原審被告準備書面（2）で詳細に論じているものであり、原判決でも概ねこれに従った認定がなされている）を前提に、本件退職金規程の変更の必要性を認定しているものである。

4 第3について

検討過程については、既に原審及び当審で提出するとおりである。

第2 控訴人準備書面（2）に対する認否反論

1 第2第1項（同書面2頁）について

被控訴人の当審での主張には、原審と矛盾するものはない。

被控訴人は、一貫して被控訴人をはじめとする国立大学法人においては、公費（運営費交付金、特殊要因運営費交付金等をはじめとするもの）を国から受領してその運営を行っていることから、それにより給与の決定についても、国民一般の理解を得るよう努める必要があると指摘している。

その上で、かかる必要性を反映したものとして、国立大学法人法が準用する独立行政法人通則法の規定（改正前第63条3項、改正後（現行）第50条の10第3項）に照らせば、国家公務員等における官民較差の是正の為に、国家公務員等に適用される調整率の変更がなされていることから、国家公務員等と同等の調整率を適用していた被控訴人をはじめとする国立大学法人においても、同様に調整率の変更をすることが社会情勢適合の原則からも求められると主張するものである。

そして、このことは国立大学法人における退職手当については、各法人の業務実績にかかわらず国がその支払を担保するため、通常の運営費交付金と別に国が特殊要因運営費交付金を交付していることに鑑みれば、より国家公務員等に関する規程との密接関連性があると指摘するものである（詳細は被控訴人原審準備書面（2）参照）。

控訴人らは、その要件について殊更細分化したうえで、個別の要素についての検討過程を論難するが、かかる被控訴人の主張は、本訴提起前より現在まで終始一貫しているものである。

2 第2第2項（同書面3頁）について

この点の反論は、前記第1第2項のとおりである。

3 第2第3項（同書面4頁）について

この点の反論は、前記第1第3項のとおりであるが、以下補足する。

この点、控訴人は、自身の見解に基づくと被控訴人に「余剰」が存在することを前提に、余剰の存否の検討していないと論難する。

しかし、原判決が認定しているとおり、被控訴人の財政状況、ことに控訴人

が指摘するような予算の流用が不可能であることを前提とすれば、国の特殊要因運営費交付金という別枠で支給されていた退職手当について、国の特殊要因運営費交付金の額を超える支給をするならば、被控訴人の他の予算の大幅な削減を余儀なくされることは明らかなのであって、「余剰」が存在しないことは明らかである。

そして、原審から指摘するとおり、その金額が年額2億円程度となることまで整理しているのであるから、それによって財政上の影響についての検討は十分である。

なお、本訴原審（ならびに他の同種訴訟）においては、国立大学法人の貸借対照表・損益計算書等の数値についての詳細な主張立証が展開されているが、これらは控訴人（原告）が各財務諸表の個別の数値を取り上げて、あたかも余剰があるかのように主張することから、それに対して各国立大学法人がその財務処理において準拠すべき法令及び実情に応じた主張立証を展開しているものである。

したがって、仮に控訴人らが、原審で被控訴人が主張する事項を本件規程変更前に全て検討すべきとの趣旨で本項の主張を行うのであれば、それはそもそも依って立つ前提を異にするものであるから、失当といわざるを得ない。

4 第3について

主張に変遷、矛盾がないことについては、第1項に記載のとおりである。その余の主張についても、既に被控訴人において反論済のものである。

なお、第3項においては、控訴人は退職手当の減額についての他大学の動向について「自己の財源から退職手当支給額を減額しなかった法人も存している」と主張する（控訴人準備書面（2）8頁）。

しかし、原審でも主張立証のとおり、国立大学法人における退職手当規定については、経過措置を設けた大学ですら国立大学法人全86法人中4法人に留まり、その他の国立大学法人（その中には東京大学、京都大学といった最も経営状態が

健全な（控訴人らの言葉でいうならば大量の「余剰」がある）大学も含まれる）においては、一律に国家公務員等に適用されるのと同等の調整率の変更がなされている。そして、前記経過措置を設けた4法人においても、最終的には被控訴人と同様、国家公務員等の調整率に準じた調整率とする規程変更がなされている。

したがって、日本国全ての国立大学法人をみても、同書面で控訴人らが主張するような検討を行い、退職手当規定を定めている法人は存在しないのである。

このことから、控訴人らの主張が、畢竟独自の见解にすぎないことは明白である。

以上